

忠岡町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
【素案】

令和 7 年 11 月

忠岡町

第1章 計画の基本的事項

1-1 計画の位置づけ	•••••	p 1
1-2 計画期間	•••••	p 2
1-3 計画の対象	•••••	p 3

第2章 住民、事業者の環境意識

2-1 住民の環境意識	•••••	p 5
2-2 事業者の環境意識	•••••	p 8

第3章 二酸化炭素排出量の現状把握と将来推計

3-1 二酸化炭素排出量の現況	•••••	p 11
3-2 二酸化炭素排出量の将来推計	•••••	p 14

第4章 再生可能エネルギーの導入の状況とポテンシャル

4-1 再生可能エネルギーの導入状況	•••••	p 19
4-2 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル	•••••	p 21

第5章 計画の目標

5-1 二酸化炭素排出量削減目標	•••••	p 25
5-2 再生可能エネルギー導入目標	•••••	p 26

第6章 目標達成に向けた施策

6-1 施策の体系図	•••••	p 27
6-2 施策の推進	•••••	p 28
基本方針1 省エネルギー対策の推進	•••••	p 28
基本方針2 再生可能エネルギーの普及拡大	•••••	p 33
基本方針3 総合的な地球温暖化対策	•••••	p 36

第7章 計画の推進

7-1 推進体制	•••••	p 40
----------	-------	------

1-1 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編)」、気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」として策定するものであり、上位計画である「第6次忠岡町総合計画」を地球温暖化対策の側面から補完します。

また、国の「地球温暖化対策計画」(令和7(2025)年2月閣議決定)、府の「2030大阪府環境総合計画」、府内関連計画である「忠岡町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」、「忠岡町みどりの基本計画」、「忠岡町一般廃棄物処理基本計画」等と整合を図り推進します。

なお、本計画は「忠岡町環境基本計画」の別冊として「環境目標1 脱炭素社会の構築」の項目を補完するものであり、忠岡町における「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、より具体的な内容を記載するものです。

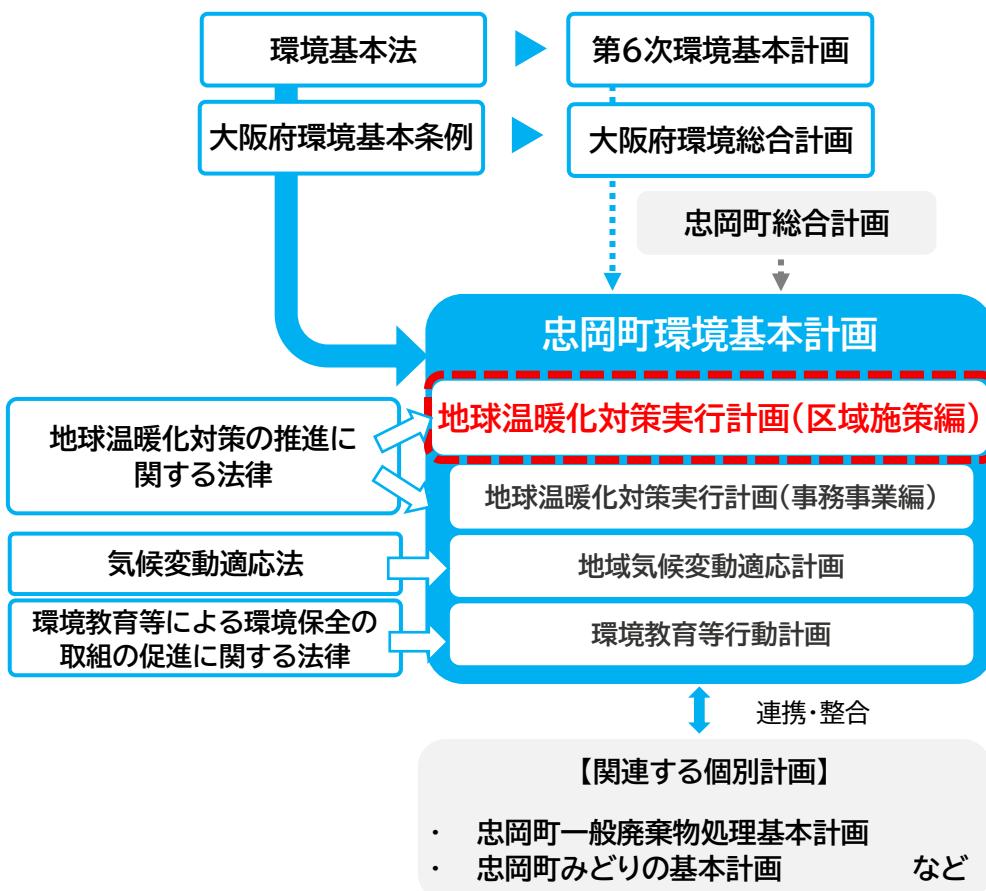


図1-1 計画の位置づけ

1-2 計画期間

国の「地球温暖化対策計画」、府の「大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を踏まえ、令和32(2050)年度までの二酸化炭素排出量実質ゼロの達成を最終目標とした、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの計画とします。

なお、計画期間中にあっても、社会情勢の変化や計画の推進状況に応じて見直しを図ります。

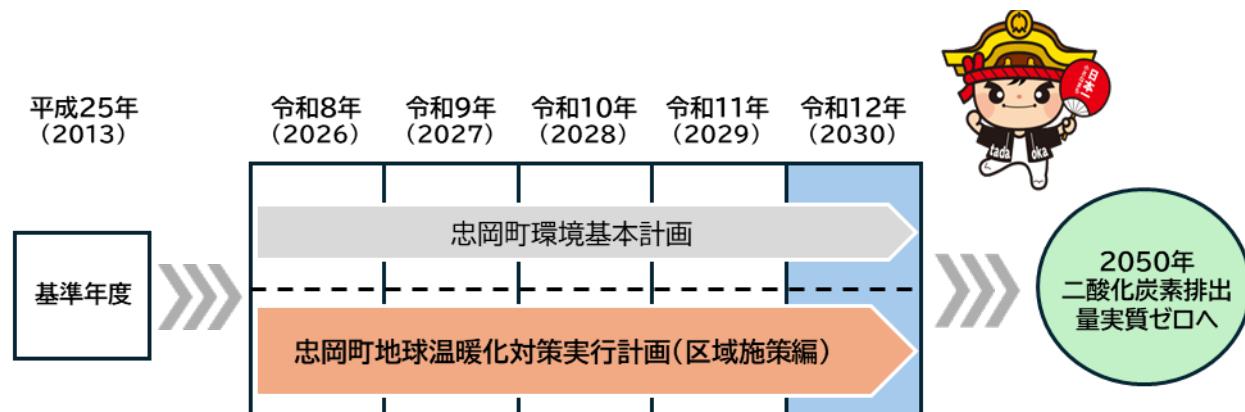


図1-2 計画期間

1-3 計画の対象

(1) 対象とする範囲

忠岡町全域を対象とします。町、住民、町内事業者が一丸となって脱炭素社会の実現を目指します。

対象地域	忠岡町全域
------	-------

(2) 対象とする温室効果ガス

温対法に定められている7種の温室効果ガスのうち、温室効果ガス排出量の9割以上を占める二酸化炭素(CO_2)を対象とします。その他の温室効果ガスのメタン(CH_4)、一酸化二窒素(N_2O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六フッ化硫黄(SF_6)、三フッ化窒素(NF_3)については、把握が困難であることから算定対象外とします。

対象とする温室効果ガス	二酸化炭素
-------------	-------

(3) 対象とする温室効果ガス排出部門

環境省「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル」により、「特に把握が望まれる」とされている部門を対象とします。

表1-1 本計画における温室効果ガス排出量の推計対象

部門・分野	
産業部門※1	製造業
	建設業・鉱業
	農林水産業
業務その他部門※2	
家庭部門※3	
運輸部門※4	自動車(旅客)
	自動車(貨物)
廃棄物分野(焼却処分)※5	一般廃棄物

※1…製造業、建設業、鉱業、農林水産業におけるエネルギー消費に伴う排出

※2…事業所・ビル、商業・サービス施設等のエネルギー消費に伴う排出

※3…家庭におけるエネルギー消費に伴う排出

※4…自動車、船舶、航空機、鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出

※5…廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出

本町では、住民と事業者を対象に、環境意識を把握するため「忠岡町の環境に関するアンケート調査」を行いました。

令和7(2025)年9月22日から10月15日の期間において、住民1,250人、事業者155社を対象とし、住民508人(回答率40.6%)、事業者44社(回答率28.4%)から回答をいただきました。

2-1 住民の環境意識

住民へのアンケート調査結果は、次のとおりです。(一部抜粋)

(1) 環境意識について

関心のある環境問題として最も多く挙げられたのは「地球温暖化・気候変動」であり、多くの住民が気温上昇や異常気象の増加など、地球温暖化の進行に強い関心を寄せていることが分かりました。

また、ごみのポイ捨てや不法投棄等による美観の悪化や、騒音・振動・悪臭等の生活環境問題といった、日常生活において身近な問題についても、関心が強いことが示されています。

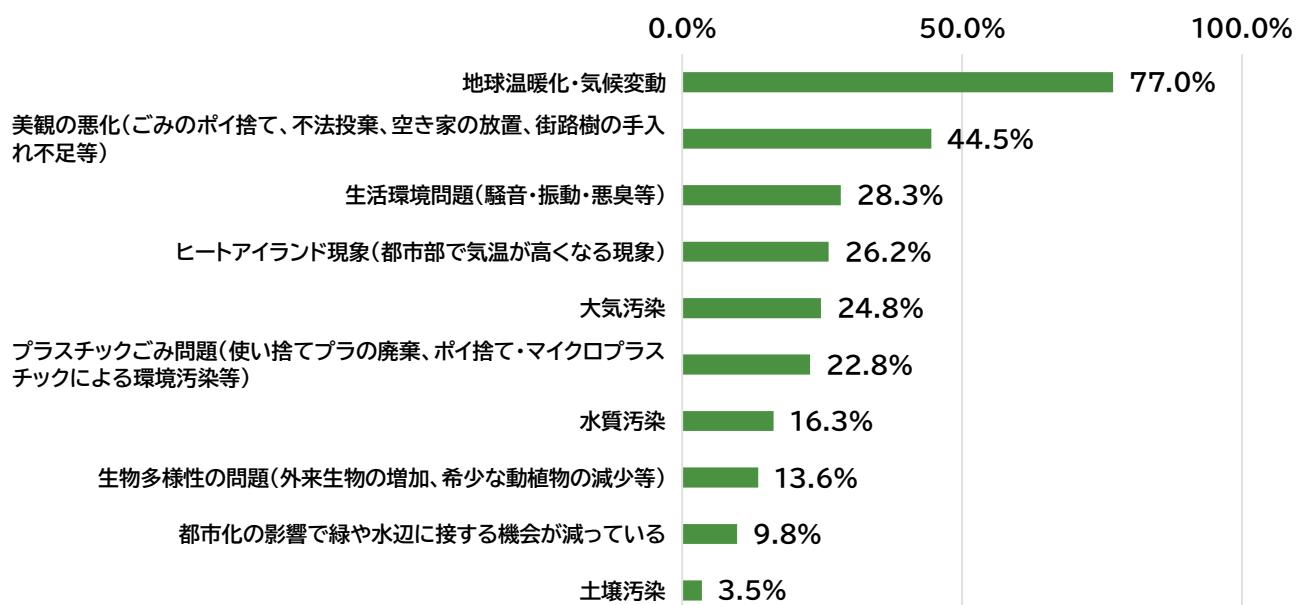


図2-1 環境問題の関心について【複数回答】

(2) 再生可能エネルギー・省エネルギー設備導入状況

再生可能エネルギー・省エネルギー設備等の導入状況を見ると、「LED 照明」の導入率が最も高く、多くの世帯で照明の省エネ化が進んでいることが分かります。次いで「省エネルギー家電」といった身近で導入しやすい機器を中心に一定の取組が見られました。一方で、「太陽光発電システム」や「蓄電池」などの再生可能エネルギー関連設備の導入はあまり進んでいないことがわかります。

導入が進まない理由としては、「初期コストがかかる」「賃貸や集合住宅のため導入できない」といった回答が多く、経済的・居住環境的な要因が大きいことがうかがえます。

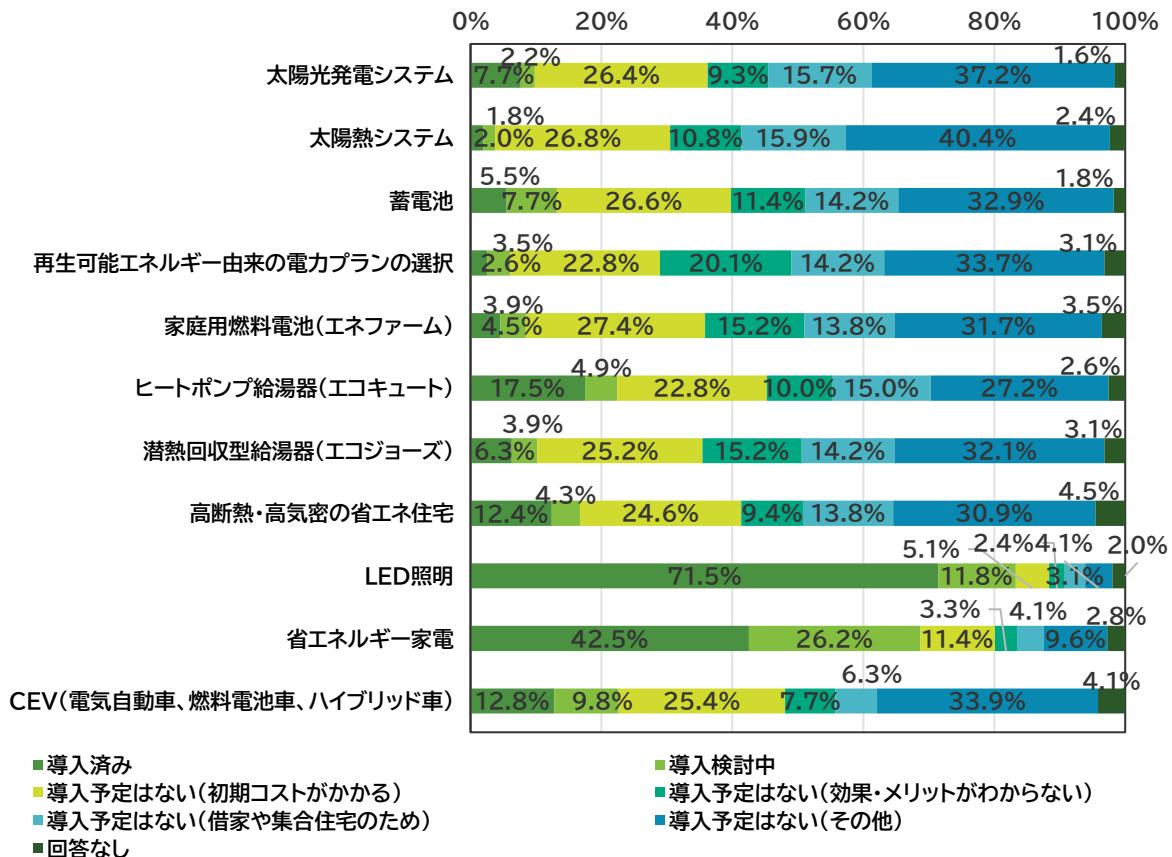


図2-2 住民における再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入実態【それぞれ単数回答】

(3)行政に求める取組

「地球温暖化の原因となる二酸化炭素を削減するため、町に行ってほしい取組は何ですか。」という設問について、「ごみ量の削減、リサイクルの推進」の回答が最も多く、住民の多くが日常生活に起因する削減策を重視していることが分かりました。次いで「緑化推進など二酸化炭素を吸収する取組の推進」や「太陽光発電、蓄電池、省エネ設備導入のための補助金等支援制度の充実」が続き、身近な環境改善とあわせて、省エネ・再エネ導入の支援を求める声も多く見られました。

また、「子どもたちに対する環境学習の推進」も上位となっており、次世代への環境教育を通じた意識啓発への期待が見られます。

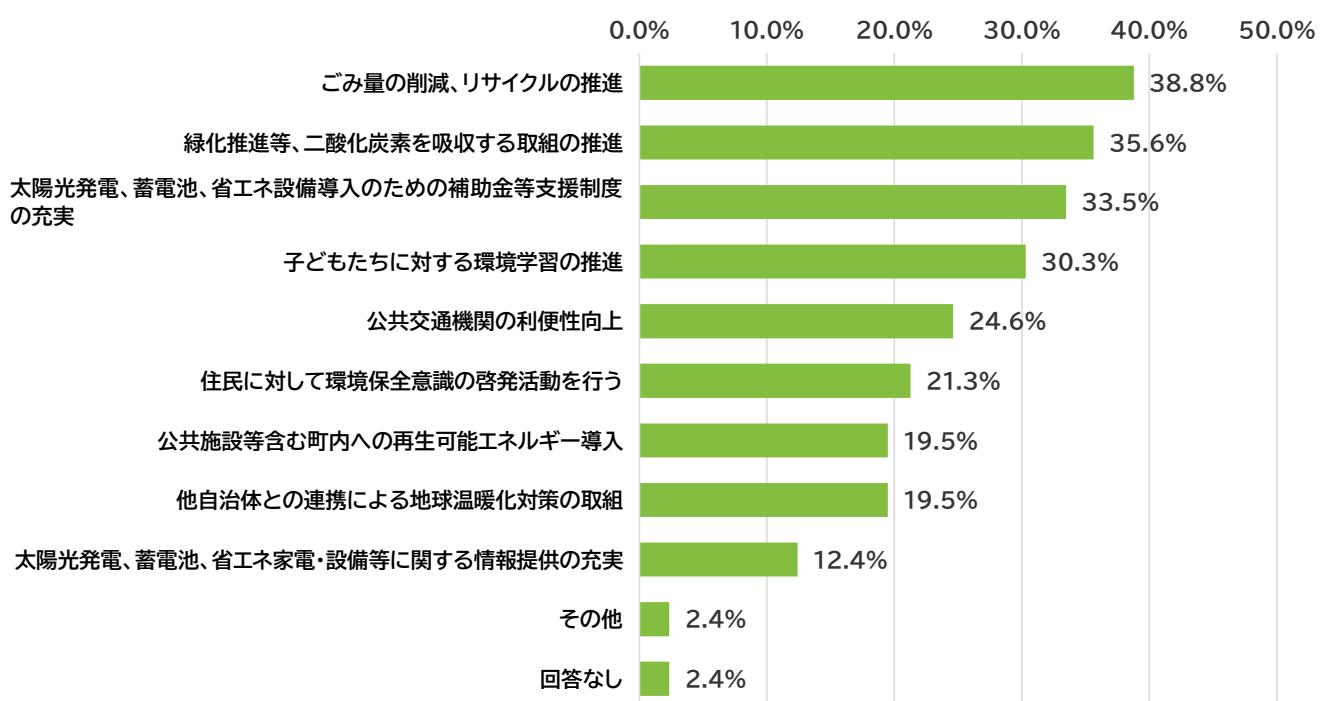


図2-3 行政に求められる課題【3つまで回答】

2-2 事業者の環境意識

事業者へのアンケート調査結果は、次のとおりです。(一部抜粋)

(1) 地球温暖化対策に関する取組状況等について

温室効果ガス排出量の把握状況については、「把握していない」と回答した事業者が大半を占めており、排出量の計測や管理が十分に進んでいない現状が明らかとなりました。

また、温室効果ガス排出量の削減に向けた目標や方針の設定状況についても、「定める予定はない」と回答した事業者が過半数を占めており、削減に向けた取組が進められていない実態がうかがえます。

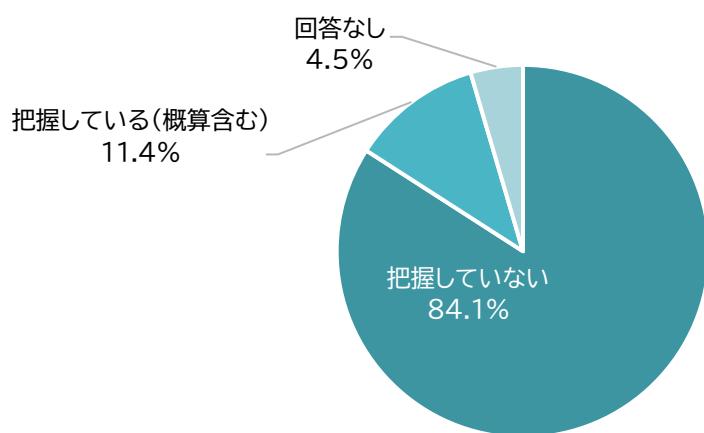


図2-4 事業所における、温室効果ガス排出量の把握状況【単数回答】

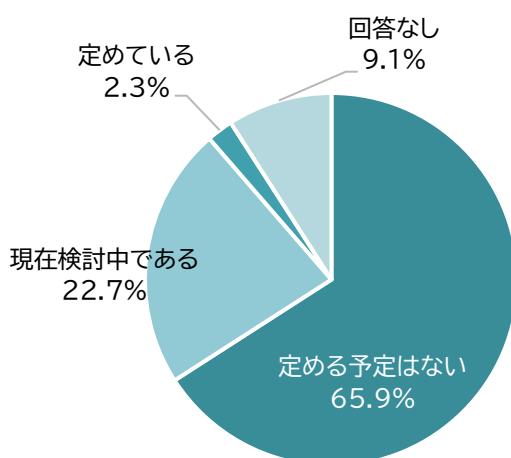


図2-5 事業所における、温室効果ガス削減目標・方針の策定状況【単数回答】

(2)再生可能エネルギー・省エネルギー設備導入状況

再生可能エネルギー・省エネルギー設備等の導入状況について、「導入していない」または「導入予定はない」とする回答が多く、導入の進展は限定的でした。特に、初期コストの負担や、賃貸・テナント入居など施設所有形態による制約が、導入を妨げる要因として挙げられます。

導入が比較的進んでいるのは「高効率照明(LED 照明等)」であり、次いで「断熱材・複層ガラス」や「CEV(電気自動車・ハイブリッド車)」など、施設所有形態によらず導入しやすい設備が中心となっています。

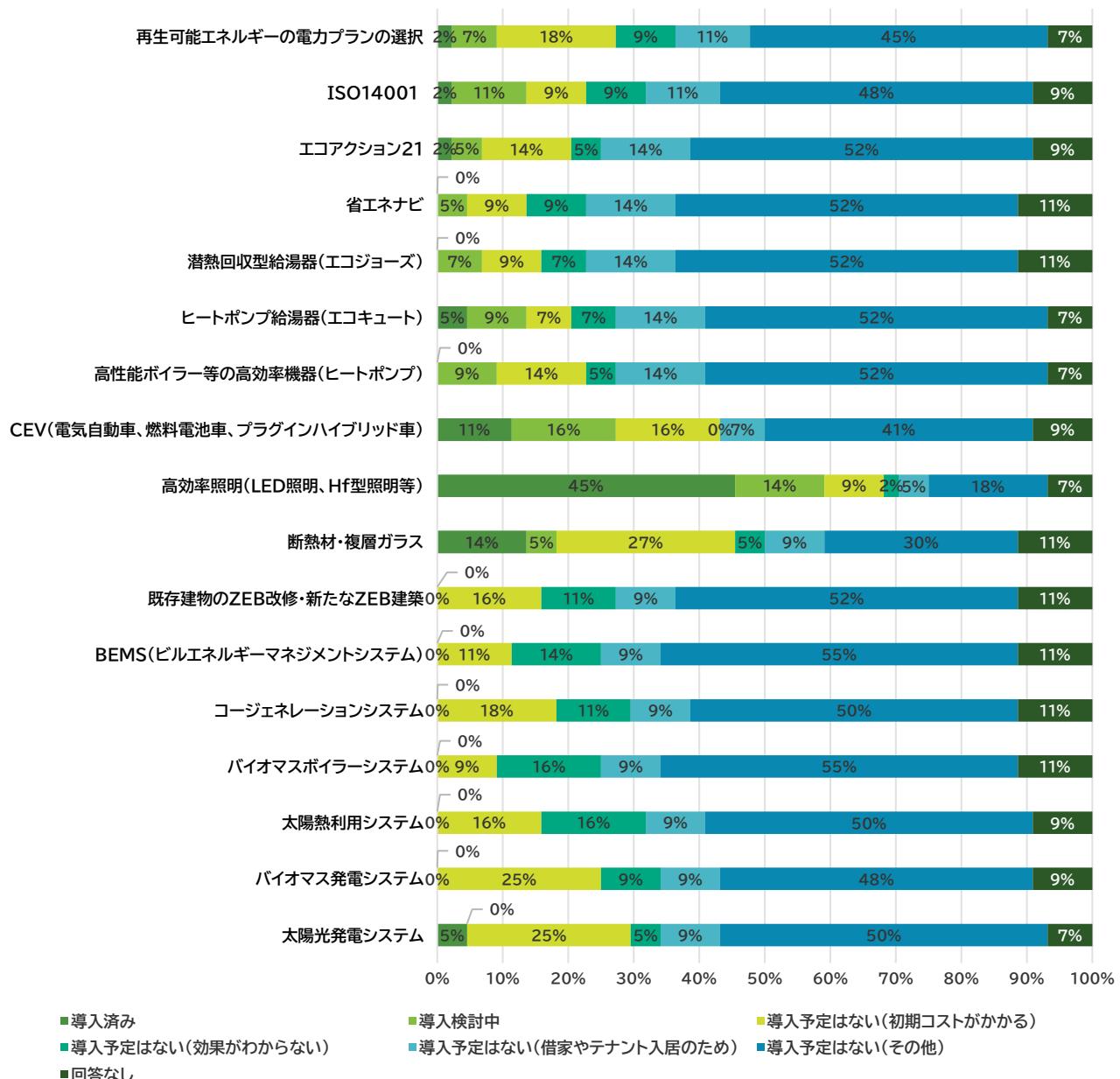


図2-6 事業者における再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入実態【それぞれ単数回答】

(3)行政に求める取組

地球温暖化対策に関して事業者が求めている情報について、「事業者向けの支援制度・補助金等の情報」が最も多くあがりました。次いで「地球温暖化防止のために行動すべき具体的な取組やその効果に関する情報」や「国や府・町が行っている取組に関する情報」が多く、実践的な取組内容や行政施策に関する情報への需要が高い傾向が見られました。

一方で、「地球温暖化の原因やメカニズムに関する情報」や「事業者向け講習会に関する情報」など、基礎的・学習型の情報に対する関心は比較的低く、実践に直結する内容が求められていることがうかがえます。

また、町に対して望む取組についても「補助金等支援制度の充実」が最も多く、次いで「事例や効果等の情報提供」や「取組事業者に対する優遇制度の創設・充実」が挙げられました。

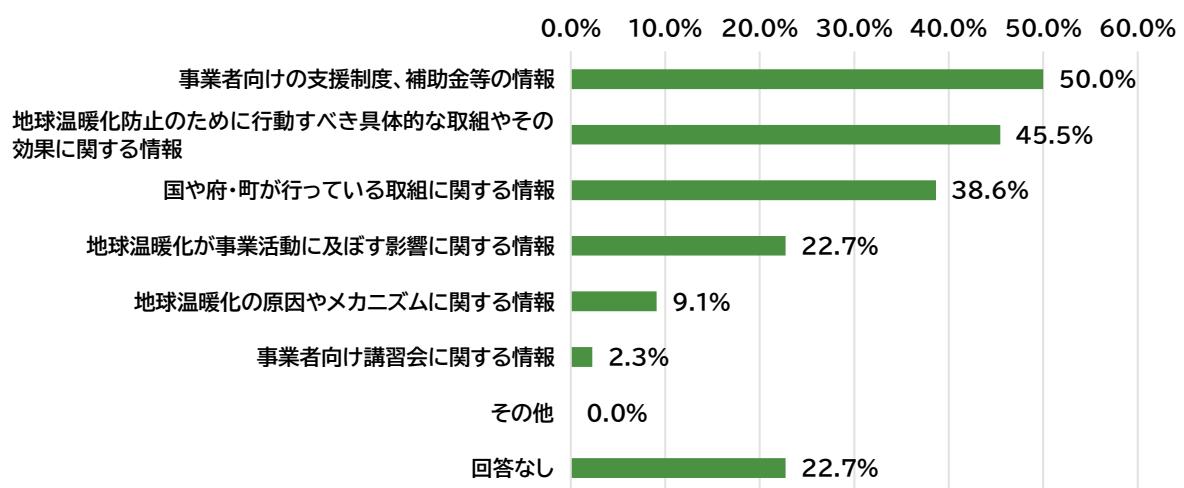


図2-7 事業者が町に求める、地球温暖化対策に関する情報【複数回答】

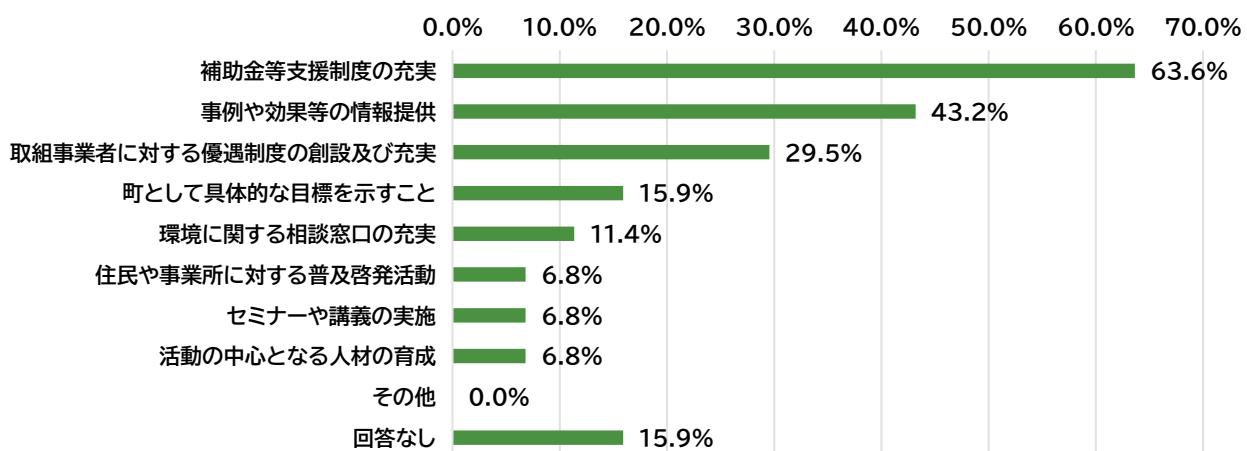


図2-8 事業者が町に期待する、環境対策支援【複数回答】

3-1 二酸化炭素排出量の現況

(1) 二酸化炭素排出量の現況推計の考え方

二酸化炭素排出量の現況推計は、本計画の対象部門・分野の二酸化炭素について、環境省が地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトにて公表している「自治体排出量カルテ」に掲載された値をもとに、アンケート結果を盛り込んだ本町独自の推計値である「現況排出量独自推計値」を算出しました。

この「現況排出量独自推計」は、「自治体排出量カルテ」が国や都道府県の排出量から人口等統計値に基づく按分によって算出されているのに対し、アンケートに基づく住民や事業者のエネルギー使用量の実態を反映したものであり、より正確に本町の排出量を表していると考えられます。今後も進捗管理の際にアンケート等を実施することにより、削減努力の成果を反映することが可能です。

なお、自治体排出量カルテで使用されている現況推計の算出方法は、排出される二酸化炭素排出量が活動量に比例すると仮定し、都道府県の活動量あたりの二酸化炭素排出量に市区町村の活動量を乗じて推計されています。部門別の算出方法の詳細は資料編に記載します。

(2) 二酸化炭素排出量の現況推計

本町の二酸化炭素排出量の状況は以下のとおりです。本町における令和4(2022)年度の二酸化炭素排出量は90,691t-CO₂で、平成25(2013)年度(基準年度)から減少しています。製造品出荷額や自動車保有台数など活動量が増加していますが、電力排出係数の低減により、排出量は基準年度の平成25(2013)年度より29,319t-CO₂減少しています。

※各図表においては、端数処理の関係で合計が合わない箇所があります。

表3-1 基準年度及び現況年度の排出量等の状況

区分		平成25(2013)年度(基準年度)			令和4(2022)年度(現況年度)			
		活動量*	単位	排出量(t-CO ₂ /年)	活動量	単位	排出量(t-CO ₂ /年)	基準年度比
産業部門	製造業	502	億円	43,668	708	億円	32,143	73.6%
	建設業・鉱業	422	人	699	353	人	595	85.1%
	農林水産業	0	人	0	0	人	0	
業務その他部門*		4,630	人	22,026	4,373	人	13,306	60.4%
家庭部門		17,888	人	25,172	16,675	人	19,006	75.5%
運輸部門	自動車	7,700	台	14,093	8,042	台	11,504	81.6%
		2,632	台	13,148	2,834	台	12,971	98.7%
廃棄物分野	一般廃棄物	4,010	トン	1,203	3,883	トン	1,165	96.8%
合計				120,010			90,691	75.6%

*活動量について、製造業は製造品出荷額、建設業・鉱業、農林水産業、業務その他部門は従業員数、家庭部門は人口、運輸部門は自動車保有台数、廃棄物分野は直接焼却量としている。なお、活動量のデータは、産業部門・業務その他部門は「経済センサス活動調査」、家庭部門は「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」、運輸部門は「自動車保有車両数統計電子データ版」、廃棄物分野は「一般廃棄物処理実態調査」のもの。

*業務その他部門に該当する南大阪湾岸流域下水道の施設については、大阪府が管轄するため対象外とし、実数値ではなく「自治体排出量カルテ」の値を採用した。

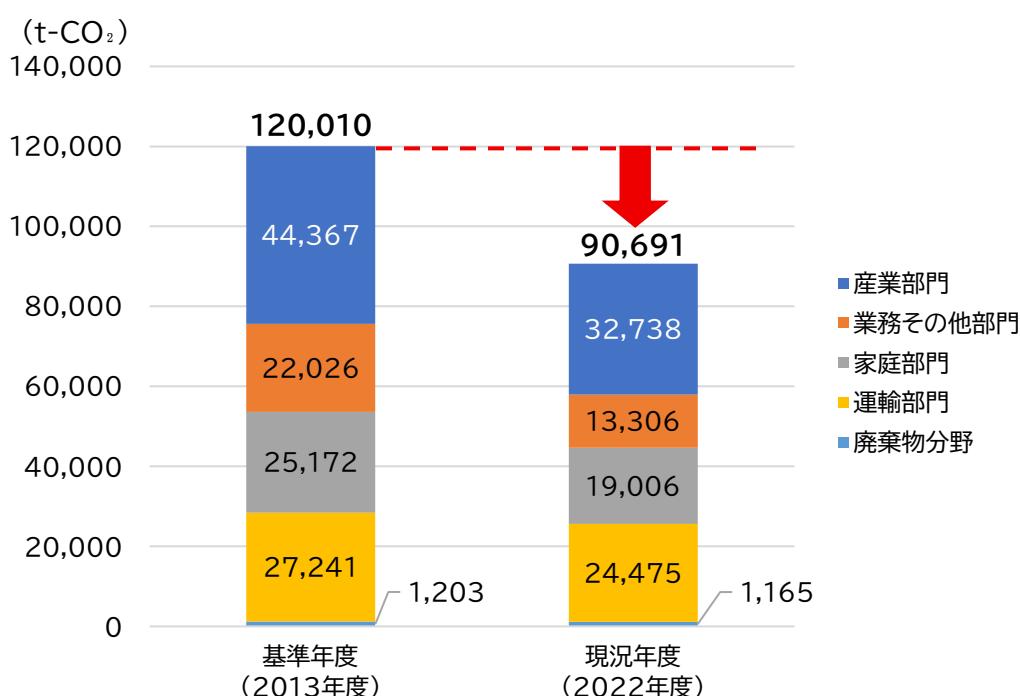


図3-1 二酸化炭素排出量の現況

コラム:企業の脱炭素経営

従来、企業の気候変動対策は、CSR活動の一環として行われていましたが、近年では気候変動対策を自社の経営上の重要課題と捉え、全社を挙げて取り組む企業が増加しています。グローバル企業を中心に、気候変動に対応した経営戦略の開示(TCFD)や脱炭素に向けた目標設定(SBT、RE100)が国際的に拡大しており、投資家等への脱炭素経営の見える化を通じ、企業価値の向上につながるとともに、脱炭素経営が差別化・ビジネスチャンスの獲得にも結びつきます。



脱炭素経営の取り組み方 3ステップ

①知る

- ✓ カーボンニュートラルに向けた潮流を自分で捉えよう
- ✓ 脱炭素経営で目指す方向性を検討しよう

②測る

- ✓ 自社のCO₂排出量を算定しよう
- ✓ 主要な排出源を把握して、どこから削減に取り組むべきか、あたりを付けよう

③減らす

- ✓ 削減対策を検討し、実施計画を策定しよう
- ✓ 削減対策を実行しよう

出典:グリーン・バリューチェーンプラットフォーム

3-2 二酸化炭素排出量の将来推計

(1) 二酸化炭素排出量の将来推計の考え方

二酸化炭素排出量の将来推計は、基準年度の排出量から、人口減少や製造品出荷額の増減等の活動量変化を考慮した場合の将来推計結果(現状すう勢:BAU)をもとに、①本計画で予定する施策に基づいて二酸化炭素排出削減対策が各主体で実施された場合の削減量(追加的削減量)を算出します。

また、②再生可能エネルギーの導入による削減量を算出します。以上を総合的に踏まえた値で、令和12(2030)年度及び令和32(2050)年度の二酸化炭素排出量を推計します。

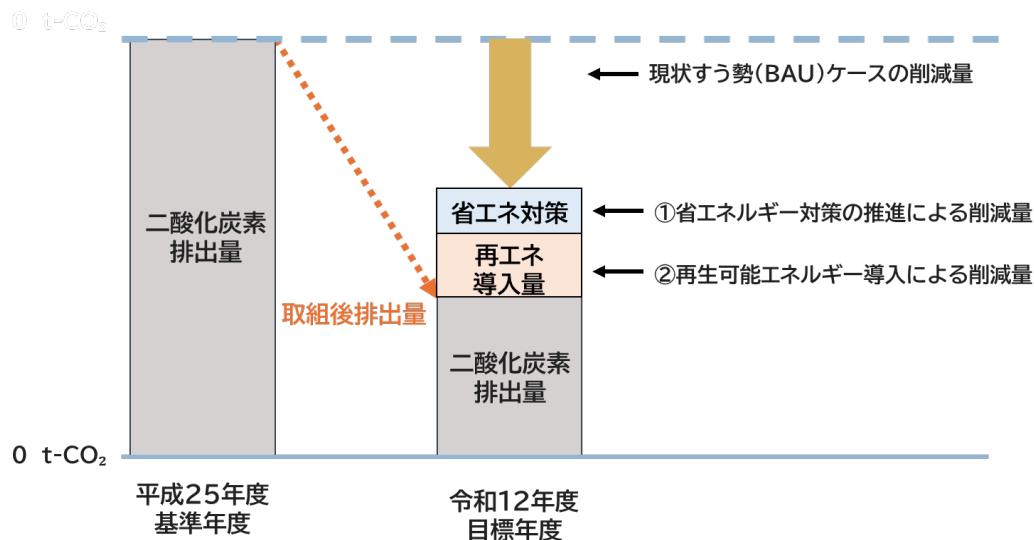


図3-2 将来推計の考え方のイメージ

(2) 現状すう勢における二酸化炭素排出量の将来推計(BAU)

本町における将来の二酸化炭素排出量について、今後追加的な対策を見込まないまま、町の世帯数や産業等における活動量の変化に基づく排出量を推計した結果(現状すう勢における将来推計結果)を示します。

なお、活動量の変化については、各活動項目について現況年度(令和4(2022)年度)を起点とした過去の実績をもとに、それぞれの将来推計年度の活動量を求めていきます。

また、令和12(2030)年度の電力排出係数については国の地球温暖化対策計画において示されている0.000253t-CO₂/kWhを用いています。

令和32(2050)年度の電力排出係数については国の「2040年度におけるエネルギー需給の見通し」に示されている、革新技術拡大シナリオの0.00004t-CO₂/kWhを用いています。

推計の結果、令和12(2030)年度の排出量は 71,479t-CO₂、令和32(2050)年度の排出量は 51,240t-CO₂と算出されました。

表3-2 活動量の将来変化

区分		活動項目	単位	平成25 (2013) 年度	令和4 (2022) 年度	令和12 (2030) 年度	令和32 (2050) 年度
産業部門	製造業	製造品出荷額	億円	502	708	685	735
	建設業・鉱業	従業員数	人	422	353	311	285
	農林水産業	従業員数	人	0	0	0	0
業務その他部門		従業員数	人	4,630	4,373	4,142	4,032
家庭部門		人口	人	17,888	16,675	15,399	12,525
運輸部門	自動車	旅客	保有台数	7,700	8,042	8,108	8,223
		貨物	保有台数	2,632	2,834	2,890	2,971
廃棄物分野	一般廃棄物	直接焼却量	トン	4,010	3,883	4,143	4,050

表3-3 二酸化炭素排出量の将来推計(現状すう勢ケース) (単位:t-CO₂)

区分	基準年度 平成25 (2013) 年度	現況年度 令和4 (2022) 年度	将来推計 令和12 (2030) 年度	将来推計 令和32 (2050) 年度
産業部門	44,367	32,738	25,079	17,867
業務その他部門	22,026	13,306	8,484	3,112
家庭部門	25,172	19,006	11,849	3,685
運輸部門	27,241	24,475	24,824	25,360
廃棄物分野	1,203	1,165	1,243	1,215
合計	120,010	90,691	71,479	51,240

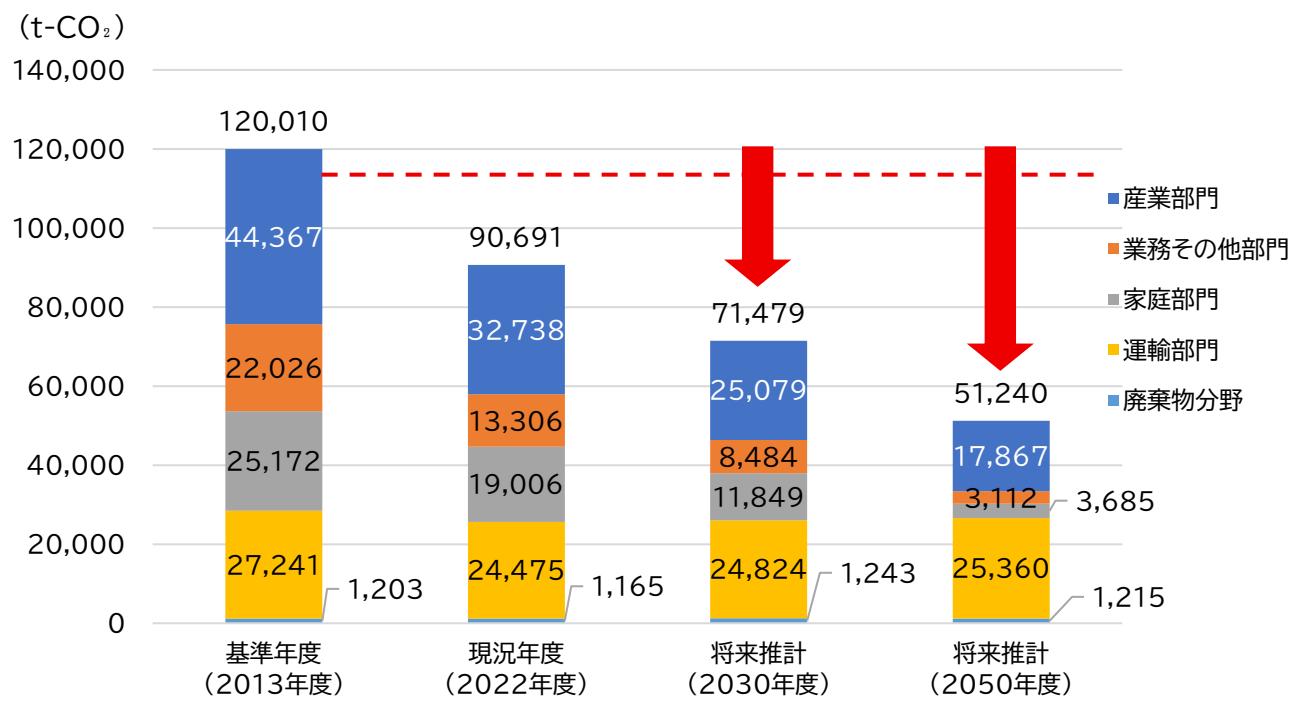


図3-3 二酸化炭素排出量の将来推計(現状すう勢ケース)

(3) 脱炭素シナリオ(対策を実施した場合)の将来推計

省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入等、脱炭素に向けて対策を実施した場合の二酸化炭素排出量について、以下の要素を踏まえて推計しました。

要素① 省エネルギー対策の推進



ZEB、ZEH等の建築物、住宅における省エネルギー化、高効率給湯器や高効率空調等の省エネルギー設備の導入、LED照明や省エネ家電の導入、次世代自動車への切替え等、国が地球温暖化対策計画(令和3(2021)年10月閣議決定)において掲げる取組による削減見込量から本町の活動量比に応じて削減見込量を算出しました。

要素② 再生可能エネルギーの導入



町域への太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入や、再生可能エネルギー由来電力の導入による削減見込量を算出します。

なお、公共施設への再生可能エネルギー導入については、耐用年数を超過した建物が多く、今後の改修や建替え等の動向により導入可能性が大きく変動することから、現時点では算定に含めていません。

ただし、公共施設への再生可能エネルギー導入は重要な取組であると認識しており、今後の施設更新や改修の機会を捉え、導入の可能性については積極的に検討していきます。

令和32(2050)年のカーボンニュートラルに向けて、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入を段階的に進めた結果、25,085t-CO₂の削減が見込まれるもの、これらの取組を最大限に実施した場合でも、26,155t-CO₂の排出量が発生する見込みです。

こちらの排出量については、今後の省エネ技術の進展や再エネ設備の高効率化・低コスト化、新たなエネルギー転換技術(例:水素利用、カーボンリサイクル、CCUS など)の普及、さらに国・府・民間による制度整備や市場変化によって、削減可能性が高まると考えられます。

そのため、本計画では現時点で実現可能な施策を積み上げた上での将来見通しを示すにとどめ、今後の技術開発や社会動向を注視しながら、次回の計画改定時に目標・施策を見直し、町として継続的に検討を進めていく方針とします。

表3-4 二酸化炭素排出量の将来推計(単位:t-CO₂)

区分	基準年度 平成25 (2013)年度	現況年度 令和4 (2022)年度	将来推計 令和12(2030)年度	
			排出量	平成25年度比 増減率
産業部門	44,367	32,738	25,079	-43.5%
業務その他部門	22,026	13,306	8,484	-61.5%
家庭部門	25,172	19,006	11,849	-52.9%
運輸部門	27,241	24,475	24,824	-8.9%
廃棄物分野	1,203	1,165	1,243	+3.3%
省エネ対策	-	-	6,003	-
再生可能 エネルギー導入 による削減量	-	-	1,803	-
合計	120,010	90,691	63,673	-46.6%

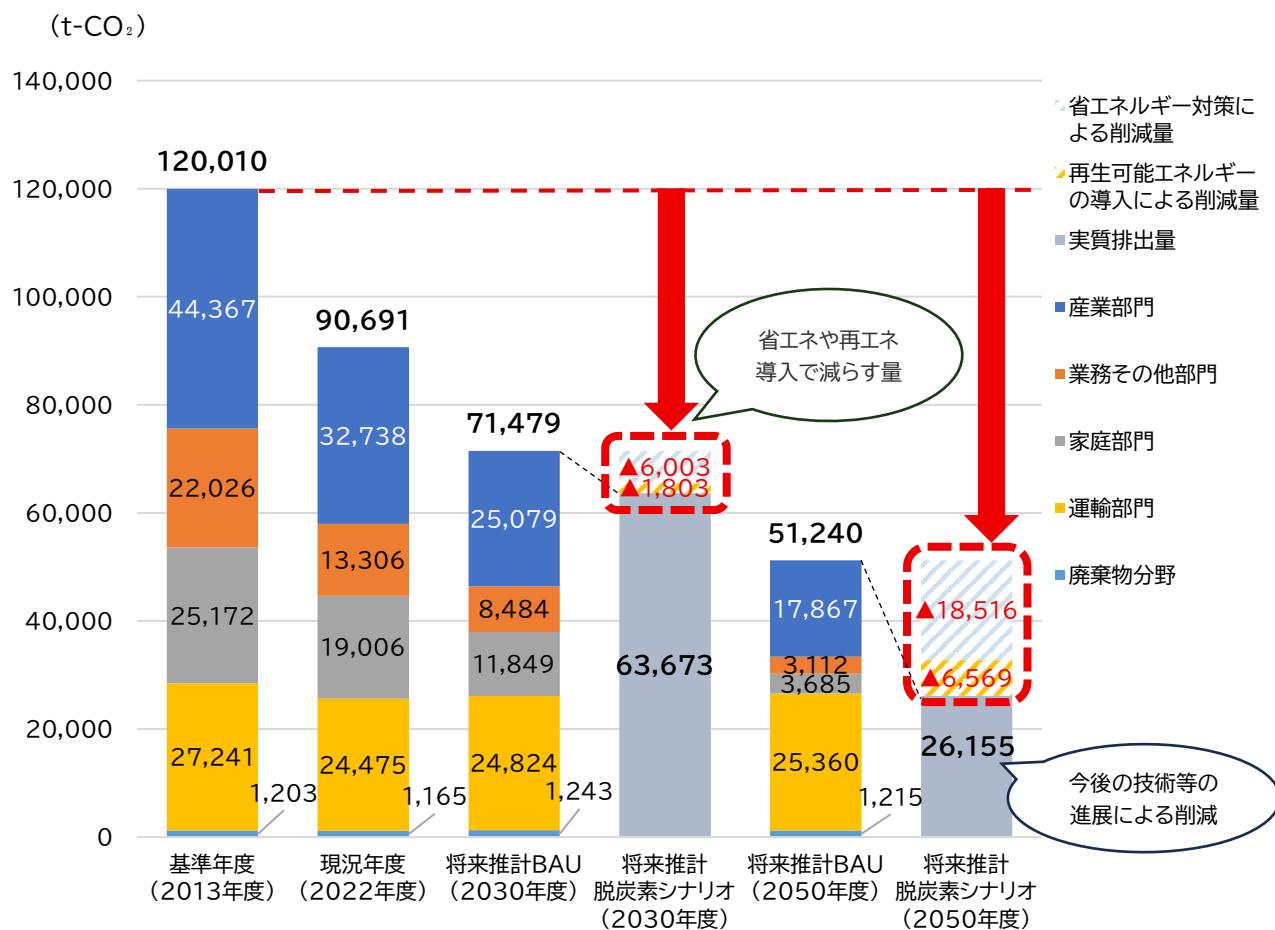


図3-4 二酸化炭素排出量の将来推計のまとめ

第4章 再生可能エネルギーの導入の状況とポテンシャル

4-1 再生可能エネルギーの導入状況

再生可能エネルギーは地域で生産できるエネルギーであり、脱炭素社会の実現に寄与するだけでなく、近年のエネルギー価格の高騰等、エネルギー安全保障の観点からも重要なエネルギーとなります。

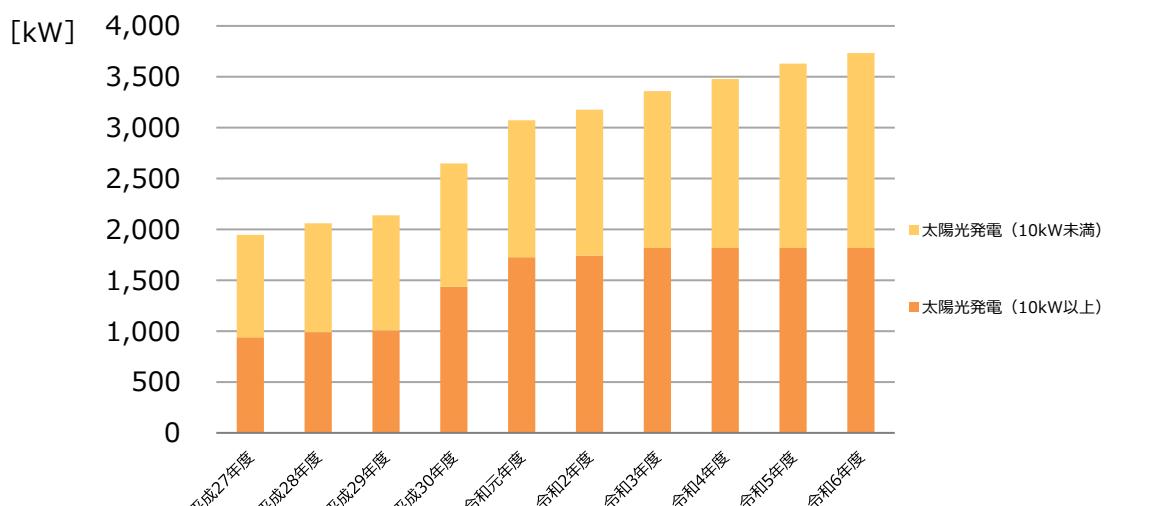
本町における再生可能エネルギー導入状況の推移をみると、太陽光発電は増加傾向にあります。FIT・FIP制度における風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電については、導入実績がありませんでした。

表4-1 再生可能エネルギーの導入状況(令和6(2024)年3月末時点)

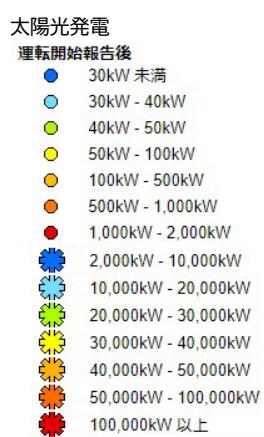
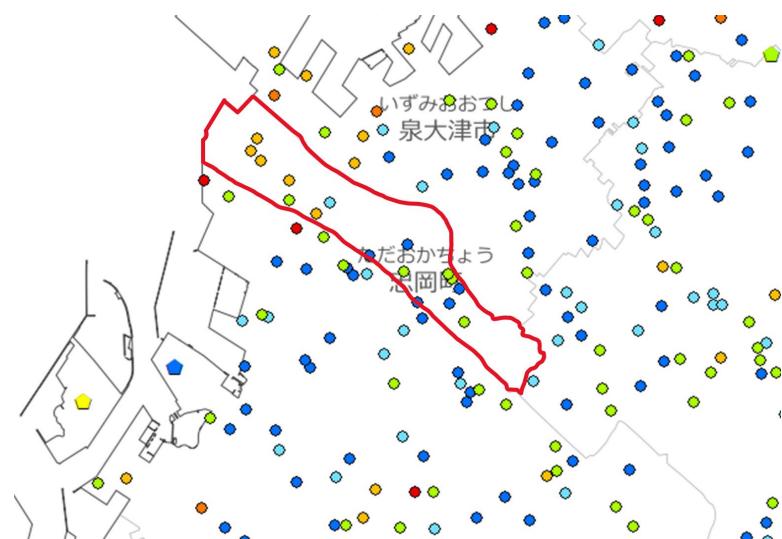
発電種別		設備容量 [MW]	発電電力量 [MWh/年]
FIT ^{※1} ・ FIP ^{※2} 対象	太陽光発電(10kW未満)	1.914	2,297
	太陽光発電(10kW以上)	1.818	2,405
	風力発電	0	0
	水力発電	0	0
	地熱発電	0	0
	バイオマス発電	0	0
合計		3,732	4,702
区域内の電気使用量			106,250

※1…FIT:再生可能エネルギーの固定価格買取制度を指し、再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。

※2…FIP:FIT制度のように固定価格で買い取るのではなく、再エネ発電事業者が卸市場などで売電したとき、その売電価格に対して一定のプレミアム(補助額)を上乗せする制度。



自治体排出量カルテ及び
資源エネルギー庁公表「再生可能エネルギー発電設備導入状況」のデータを基に作成
図4-1 再生可能エネルギー導入状況の推移



出典:環境アセスメントデータベース

図4-2 FIT認定設備の概略位置

4-2 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

(1) 推計手法

再生可能エネルギーの導入ポテンシャルとは、設置可能面積や平均風速、河川流量等から理論的に算出することができるエネルギー資源量から、法令、土地用途等による制約があるものを除き算出されたエネルギー資源量のことです。

再生可能エネルギーの導入ポテンシャルについては、環境省の再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)を基としました。

(2) 推計結果

① 太陽光発電

本町における太陽光発電の導入ポテンシャルは表4-3のとおりです。

太陽光発電を建物に設置する場合、町内全域でポテンシャルが高くなっています。

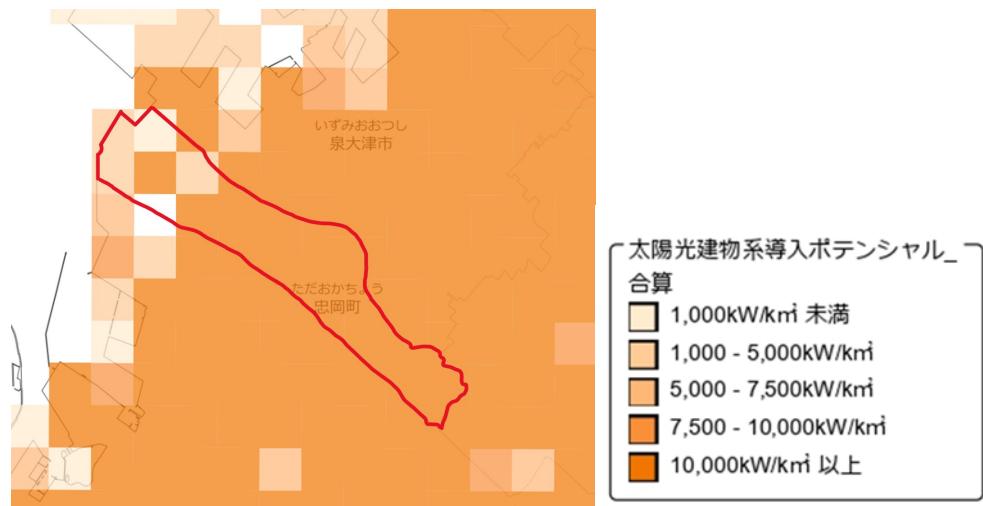
また、太陽光発電を耕地等の土地に設置する場合は、域内南東部にポテンシャルが見られました。

建物系と土地系を比較すると、建物に設置する場合の方が、ポテンシャルが高くなっています。

なお、REPOSの太陽光発電の導入ポテンシャル(設備容量)については、建物や土地の設置可能面積に設置密度を乗じることで算出されています。

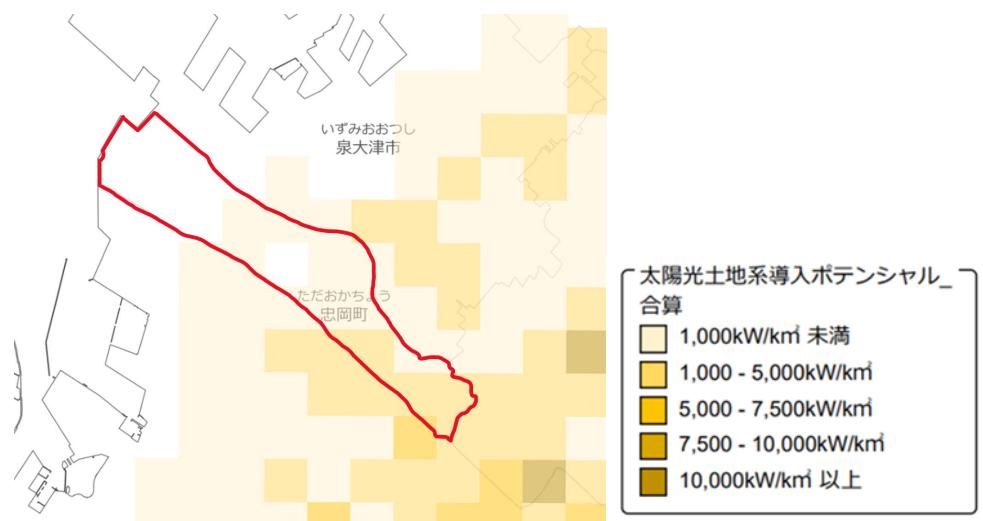
表4-2 太陽光発電の導入ポテンシャル

区分	設備容量	発電量
建物系	59.190 MW	79,215.416 MWh/年
土地系	3.279 MW	4,364.542 MWh/年
合計	62.469 MW	83,579.957 MWh/年



出典:REPOS

図4-3 太陽光発電導入ポテンシャル(建物系の合計)



出典:REPOS

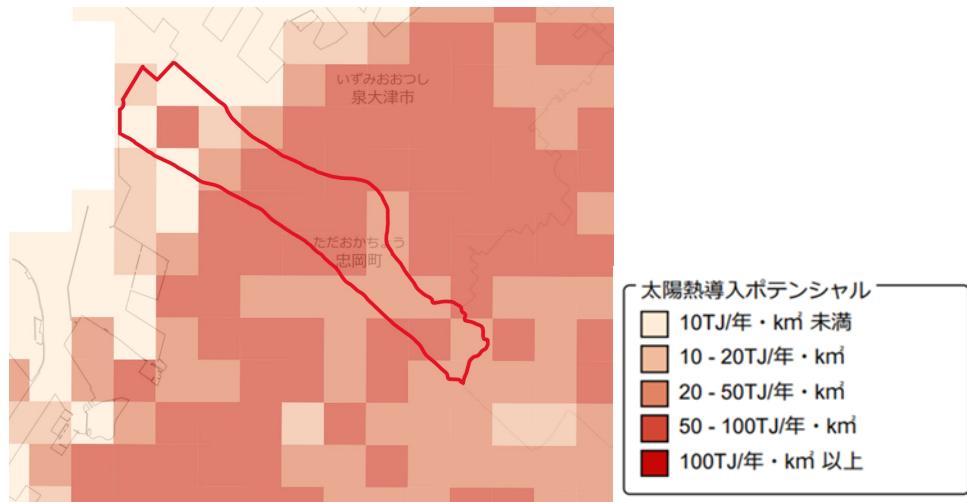
図4-4 太陽光発電導入ポテンシャル(土地系の合計)

② 太陽熱及び地中熱

再生可能エネルギー資源を熱として利用する場合のポテンシャルについては、太陽熱のポテンシャルが高くなっています。

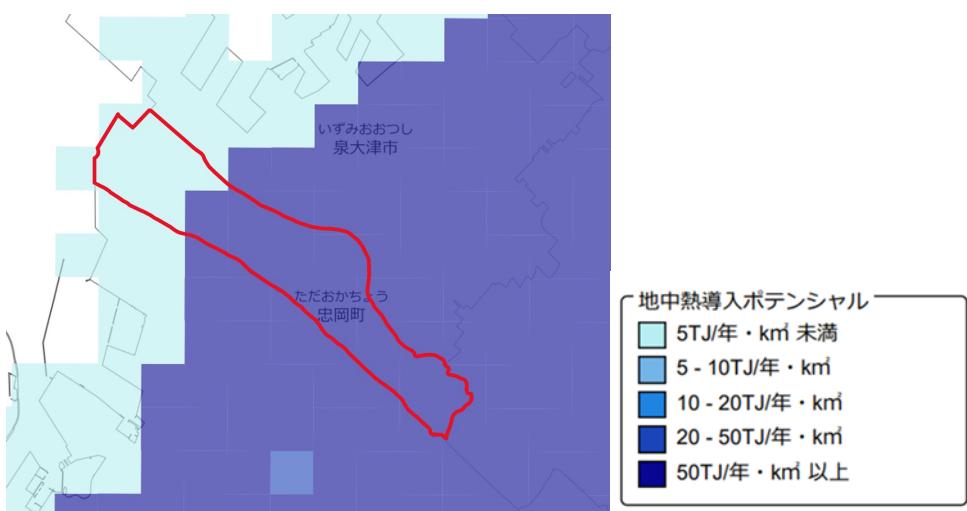
表4-3 太陽熱及び地中熱の導入ポテンシャル

区分	導入ポテンシャル
太陽熱	1,154,902.525 GJ/年
地中熱	172,038.753 GJ/年
合計	1,326,941.278 GJ/年



出典:REPOS

図4-5 太陽熱導入ポテンシャル



出典:REPOS

図4-6 地中熱導入ポテンシャル

上記①～②の結果を踏まえ、本町の再生可能エネルギーポテンシャルをまとめると、熱量換算で16億MJ(メガジュール)となり、その割合は地中熱が71%、太陽光発電が18%、太陽熱が11%、となりました。

なお、本町における風力発電・中小水力発電・地熱発電・バイオマス発電の導入ポテンシャルはありませんでした。

地中熱は理論的なポテンシャルが高い一方で、初期投資コストが大きく、地下水位や地質条件の制約を受けやすいことから、現時点での導入は難しい状況にあります。特に、都市化が進む本町では敷地制約や周辺環境への配慮も必要となり、民間・公共いずれにおいても大規模な展開は想定しにくいと考えられます。

太陽熱利用についても、既存住宅や建築物の構造上の制約、住民の認知度の低さ、コスト回収期間の長さなどが導入の障壁となっています。ただし、給湯や暖房用途への活用など、身近な分野から段階的に導入を進めていくことが有効と考えられます。

これらの点を踏まえ、本町としては、導入実績が多く、技術的にも成熟し、比較的短期間で効果が期待できる太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの導入を推進していく方針です。特に、公共施設の屋根や民有地への設置、住民・事業者への導入支援など、多様な主体が参画できる形での展開を目指します。

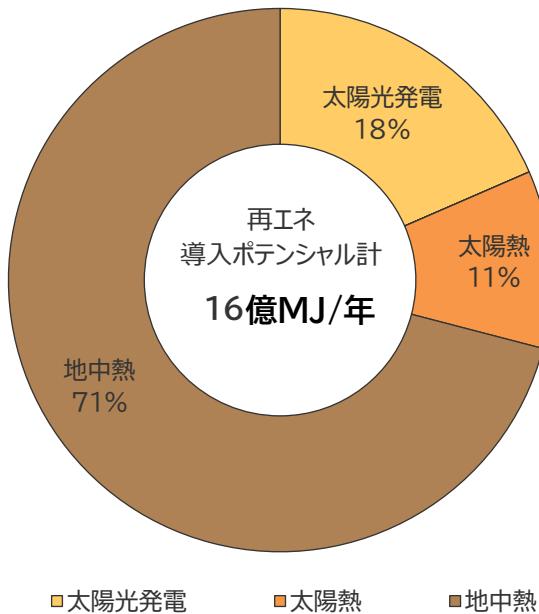


図4-7 再生可能エネルギー種別ポテンシャル
(太陽光発電は発電電力量を熱量換算した値)

5-1 二酸化炭素排出量削減目標

国の「地球温暖化対策計画」では、中期目標として「令和12(2030)年度において、温室効果ガスを平成25(2013)年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向け、挑戦を続けていく」旨が示されています。

また、府の「大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」では、「令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比で40%削減」する旨が示されています。

第3章の二酸化炭素排出量の推計において、省エネ対策や再生可能エネルギーを導入することで、大阪府の目標である40%削減を達成できると想定されることから、さらなる二酸化炭素排出量の削減を目指すこととし、本町における二酸化炭素排出量削減目標は、国の削減目標に併せ、以下のとおりとします。

二酸化炭素排出量削減目標 (計画期間における目標)

令和12(2030)年度の町内における二酸化炭素排出量について、
平成25(2013)年度比で46%削減を目指します。

二酸化炭素排出量削減目標 (国の「地球温暖化対策計画」を見据えた長期目標)

令和32(2050)年度までのできるだけ早期に
二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を目指します。

5-2 再生可能エネルギー導入目標

前述の二酸化炭素排出量削減目標達成とともに、町内におけるエネルギー需要を再生可能エネルギーで賄うことでエネルギーの地産地消による地域経済の活性化を目指すため、以下のとおり再生可能エネルギー導入目標を設定しました。

再生可能エネルギー導入目標

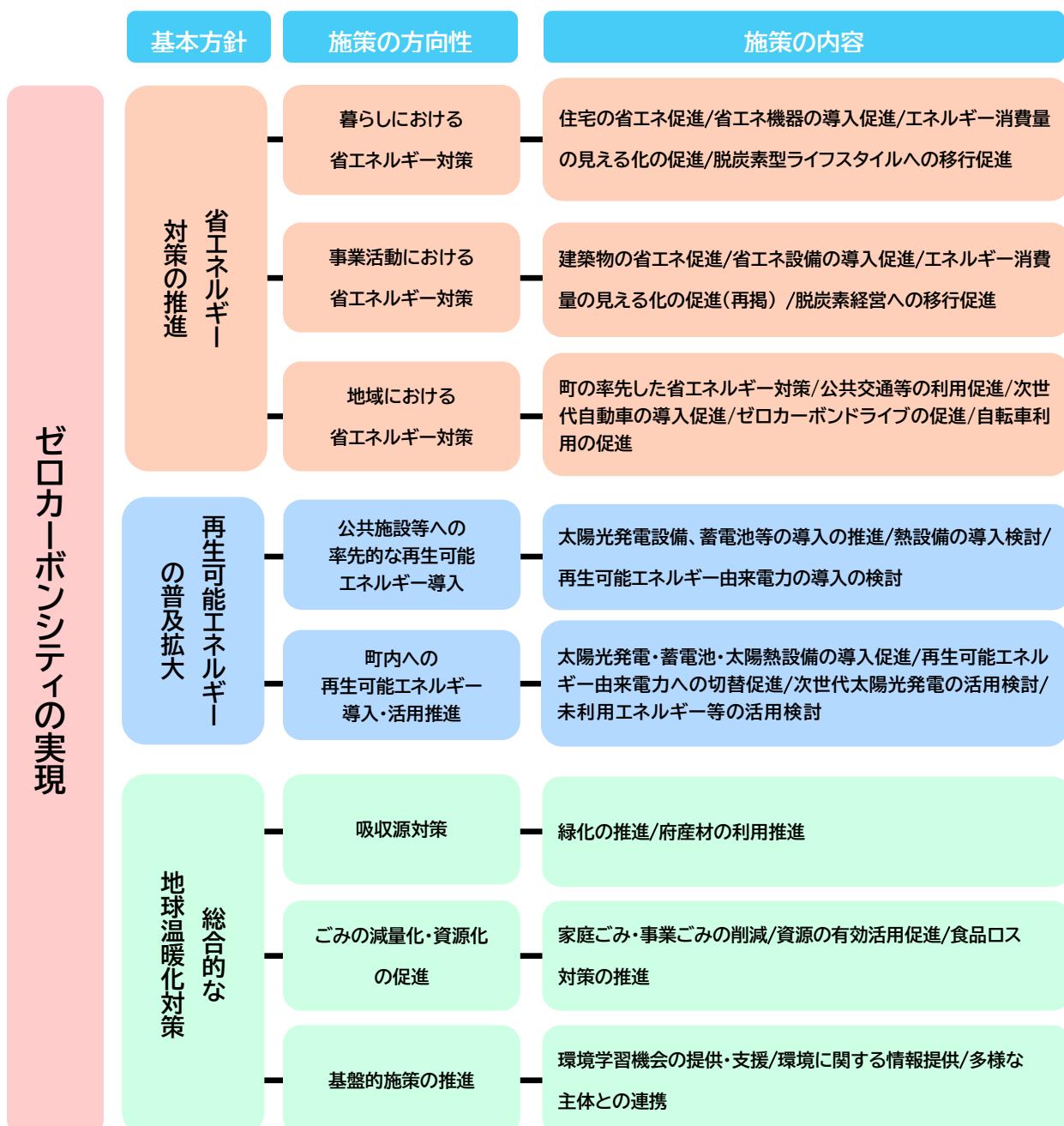
令和12(2030)年度 導入目標: 4,304 MWh/年
令和32(2050)年度 導入目標: 15,678 MWh/年

表5-1 再生可能エネルギー導入目標の内訳

エネルギー種別	令和12(2030)年度 導入目標 (MWh/年)	令和32(2050)年度 導入目標 (MWh/年)
太陽光(建物系)	3,929	13,458
太陽熱(電力換算)		348
再エネ電気プラン	375	1,873
合計	4,304	15,678

6-1 施策の体系図

《貢献するSDGs》



6-2 施策の推進

脱炭素社会の実現に向けた施策について、3つの基本方針ごとに施策と具体的な内容を示します。

行政が旗振り役となり、率先して施策を推進するとともに、住民、事業者と協働し、一丸となって町域から排出される温室効果ガスを削減します。

さらに、脱炭素型ライフスタイルへの転換による住民の生活の質向上や、企業の脱炭素経営推進による経済成長につなげます。

基本方針1 省エネルギー対策の推進

«貢献するSDGs»



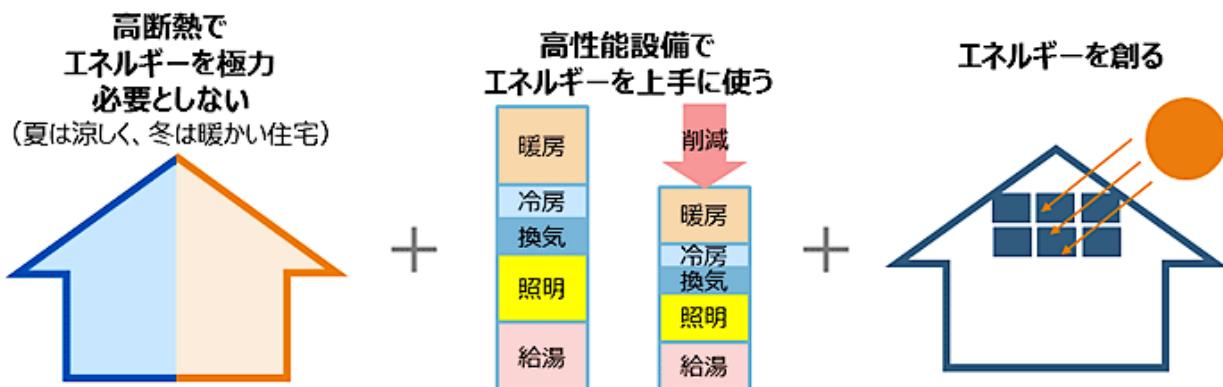
温室効果ガス排出量を削減するためには、エネルギー消費量を減らす省エネルギー対策が不可欠であることから、住民、事業者に対して、少ないエネルギーで豊かな生活を実現する脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を促進することで、各主体が一体となって日常生活や事業活動等のあらゆる場面におけるエネルギー消費量の削減を推進します。

施策1 暮らしにおける省エネルギー対策

省エネルギー性能に優れた住宅や、省エネ機器の普及啓発を進めるとともに、エネルギー使用量を把握し、適切な省エネ手法について情報提供や支援を行うことにより、エネルギー消費の少ない脱炭素型ライフスタイルへの転換を促進します。

町の取組	内容
住宅の省エネ促進	住宅の高気密、高断熱化等の省エネルギー化の普及啓発を行うとともに、義務化された省エネ基準、ZEHについての周知に取り組みます。
省エネ機器の導入促進	高効率換気空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器等の省エネ性能の高い設備・機器の導入について、普及啓発、導入支援の検討を行います。 また、府民が省エネ対策の相談ができる「おおさかスマートエネルギーセンター」の普及啓発を行います。
エネルギー消費量の見える化の促進	エネルギー消費量を知り、対策を講じることを促すため、大阪府公開の環境家計簿など情報提供を行います。併せて HEMS(ホームエネルギー・マネジメントシステム)※や大阪府地球温暖化防止活動推進センターが行っている「うちエコ診断」等の情報提供を行います。
脱炭素型ライフスタイルへの移行促進	脱炭素なライフスタイルへの変革に向け、「デコ活」や「ゼロカーボンアクション30」等の普及啓発を行います。

※HEMS:「Home Energy Management System(ホームエネルギー・マネジメント・システム)」の略称。家庭内で多くのエネルギーを消費するエアコンや給湯器を中心に、照明や情報家電まで含め、エネルギー消費量を可視化しつつ積極的な制御を行うことで、省エネやピークカットの効果を狙う管理システム。

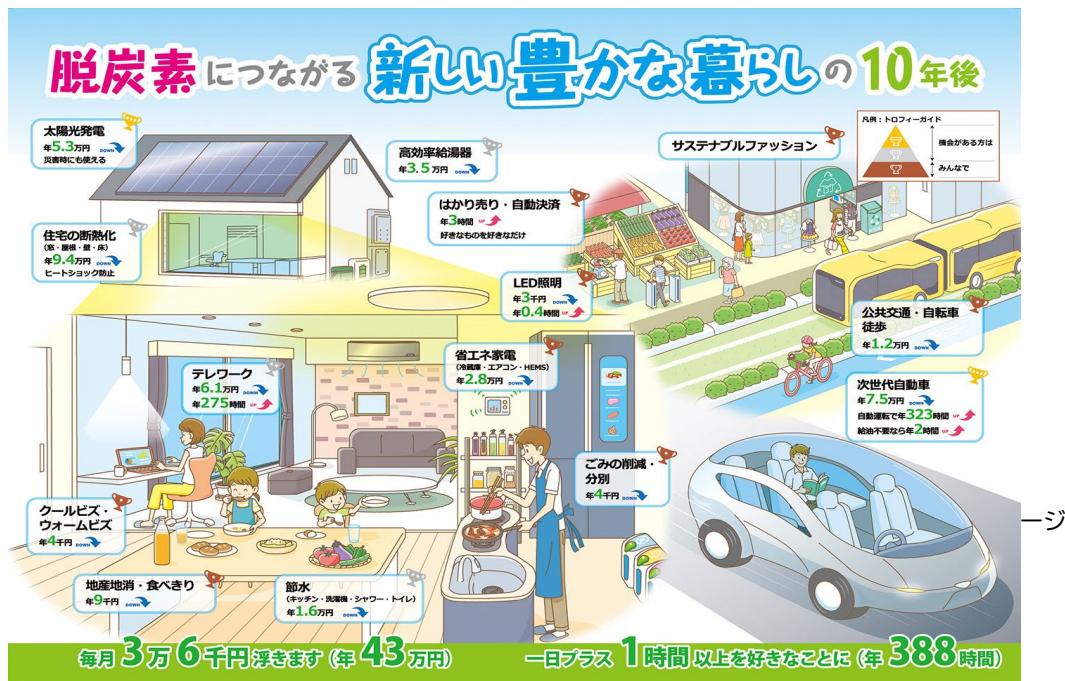


出典：省エネポータルサイト

図6-1 ZEHのイメージ図

コラム：デコ活

「デコ活」とは、二酸化炭素(CO₂)を減らす(Decarbonization)と、環境に良い(eco)を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉で、令和32(2050)年カーボンニュートラル及び令和12(2030)年度削減目標の実現に向けて、CO₂などの温室効果ガスの排出量削減のために、国民・消費者行動変容、ライフスタイル変革を後押しするための新しい国民運動です。大阪府では、本取組に賛同し、「デコ活宣言」をしました。「デコ活」の推進により、住民の行動変容、ライフスタイル変革を後押し、炭素社会の実現を目指します。



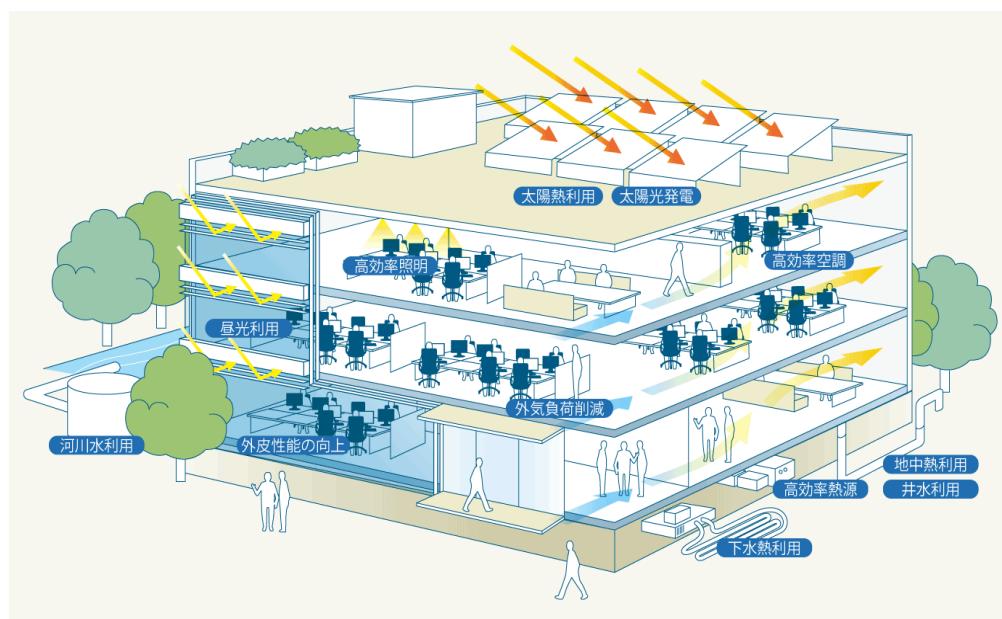
施策2 事業活動における省エネエネルギー対策

事業者に対して、省エネエネルギー性能に優れた建築物、エネルギー使用量の把握や省エネ性能の高い設備、機器等の普及啓発を行い、脱炭素経営への自主的かつ計画的な移行を促進します。

町の取組	内容
建築物の省エネ促進	建築物のZEB [※] について情報提供、普及啓発を行うとともに、建築の高断熱化等の省エネ化に関する効果や補助制度について情報提供をします。
省エネ設備の導入促進	高効率換気空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器、コージェネレーション等の省エネ性能の高い設備・機器の導入について、普及啓発を行うとともに、大阪府が行っている省エネ・再エネ設備の導入支援補助金などの情報提供を行います。
エネルギー消費量の見える化の促進	エネルギー消費量を知り、対策を講じることを促すため、大阪府が公開している対策計画書の周知や、民間事業者等が提供する見える化ツールに加えて、BEMS(ビルエネルギー・マネジメントシステム) [※] などの情報提供を行います。 また、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所が実施している無料省エネ診断などの普及啓発に努めます
脱炭素経営への移行促進	脱炭素経営への移行を促進するため、先行企業の取組に関する情報提供や、二酸化炭素排出量の把握、削減目標や計画の策定に関する支援を行います。

※1 ZEB:「Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)」の略称で、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間のエネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。

※2 BEMS:「Building Energy Management System(ビルエネルギー・マネジメントシステム)」の略称で、建物の使用エネルギーや室内環境を把握し、省エネルギーに役立てる管理システムのこと。



出典：省エネポータル

図6-2 ZEBのイメージ図

施策3 地域における省エネルギー対策

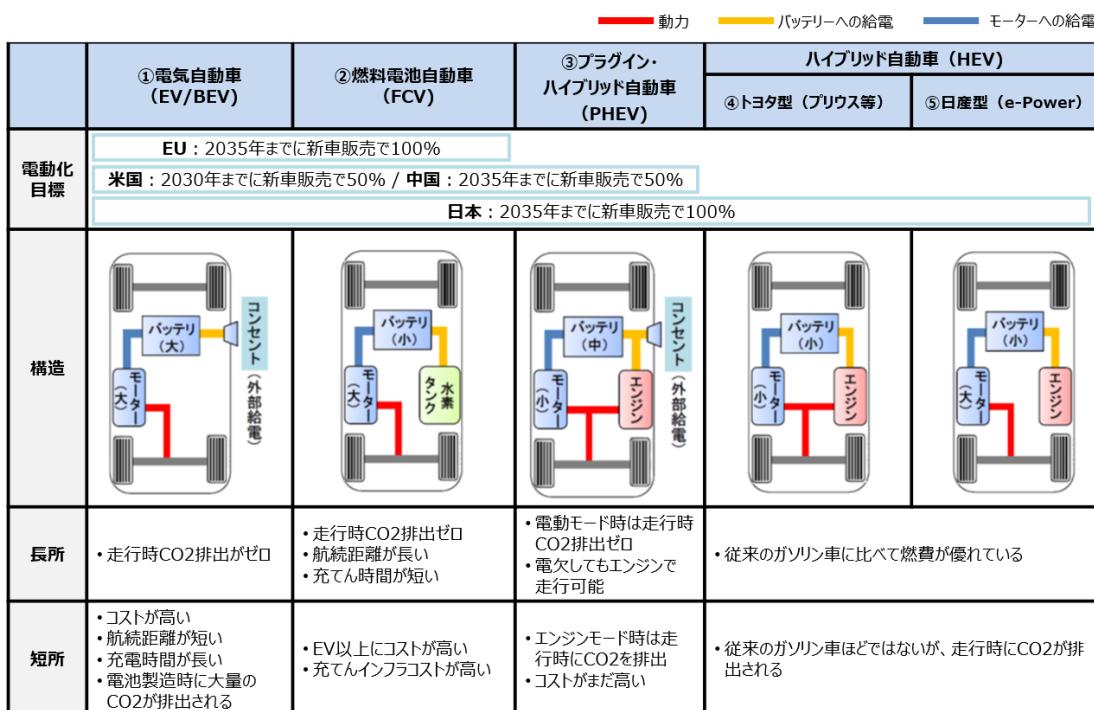
町の実情に応じて公共施設の省エネルギー化を率先して行うとともに、公共交通機関等の利用促進し自家用自動車からの転換を図るなど、地域全体における省エネルギー化を促進します。

また、蓄電、給電機能の活用等社会的価値にも着目し、EV、FCVへの転換、自転車利用を促進することで、移動に係るエネルギー消費量の削減を図ります。

町の取組	内容
町の率先した省エネルギー対策	公共施設について、省エネ機器や設備の積極的な導入を図ります。また、第5次忠岡町地球温暖化対策実行計画に基づき、職員の省エネ行動等、町の事務事業における省エネルギー化を推進します。
公共交通等の利用促進	広域交通の利便性向上に努めるとともに、町内を循環する福祉バスについて、快適性や利便性の向上により、高齢者等も移動しやすい交通環境を形成し、住民の公共交通利用を促進します。
次世代自動車の導入促進	ZEV(ゼロ・エミッション・ビークル) ^{※1} 等の次世代自動車の導入促進に向けた情報提供、普及啓発を行うほか、国等の制度の活用による充電・充填インフラ整備を促進します。
ゼロカーボンドライブの促進	アイドリングストップ ^{※2} 、急発進・急加速を行わない等の環境負荷を低減するエコドライブの普及に努めます。
自転車利用の促進	本町のコンパクトかつ平坦な地形を活かし、既存の自転車の普及啓発のみならず、複数のサイクルポート(駐輪場)を相互に利用できる利便性の高いシェアサイクルの導入可能性を検討します。

※1 ZEV:「Zero Emission Vehicle(ゼロ・エミッション・ビークル)」の略称で、排出ガスを一切出さない電気自動車や燃料電池車等のこと。

※2 アイドリングストップ:燃費の向上や排気ガスの削減、エンジン音による騒音対策などを目的に、信号待ちや渋滞中といった状況で車のブレーキペダルを踏んで、エンジンを停止すること。



出典:資源エネルギー庁

図6-3 各電動車の強みと弱み

基本方針1 省エネルギー対策の推進 における主体別の取組



住民 の取組

- ✓ 節電や節水を心がける。
- ✓ 冷暖房機器は適切な温度設定を行う。
- ✓ エネルギー使用量見える化し、把握する。
- ✓ 住宅の新築、増改築時は、省エネルギー性能の高い建築に努める。
- ✓ 省エネ診断を受診し、省エネ機器の設置や暮らし方の見直し等を行う。
- ✓ 電化製品等を購入するときは、省エネルギー型のものを選択する。
- ✓ 外出時はできるだけ公共交通機関や自転車を利用する。
- ✓ 自動車を購入する際は、ZEVを積極的に選択する。
- ✓ 運転時はエコドライブを心がける。



事業者 の取組

- ✓ 節電や節水について、社員へ周知を行う。
- ✓ クールビズ、ウォームビズを推進し、適切な冷暖房温度の設定を行う。
- ✓ エネルギー使用量見える化し、把握する。
- ✓ 事業所の新築、増改築時は、省エネルギー性能の高い建築に努める。
- ✓ 省エネ診断を受診するとともに、行政の支援制度の活用など、診断結果に基づく省エネ活動や省エネ改修を実践する。
- ✓ 機材や設備を購入するときは、省エネルギー型のものを選択する。
- ✓ 事業用自動車を購入する際は、ZEVを積極的に選択する。
- ✓ 通勤や事業活動での移動の際は、公共交通機関や自転車を利用する。
- ✓ 運転時はエコドライブを心がける。

基本方針2 再生可能エネルギーの普及拡大

«貢献するSDGs»



省エネルギー対策によりエネルギー消費量を減らしてもなお必要となるエネルギーについては、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーにより賄うことが脱炭素社会の実現につながります。安全性の確保や電力の安定供給、自然環境への配慮を前提としつつ、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの導入を図ります。

また、自家消費を促進し、自立・分散型のエネルギーシステムを構築することで、災害に強く、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを進めます。

施策1 公共施設等への率先的な再生可能エネルギー導入

再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、町が率先して公共施設等へ再生可能エネルギーの導入を行うとともに、エネルギーの地産地消を目指します。

町の取組	内容
太陽光発電設備、蓄電池等の導入の推進	設置可能な公共施設の改修時等には、太陽光発電設備、蓄電池設置を検討します。
再生可能エネルギー由来電力の導入の検討	再生可能エネルギーを導入することのできない公共施設には、再生可能エネルギー由来電力プランへの切替を検討します。
未利用エネルギー等の活用検討	廃熱や地中熱などの未利用エネルギーについて、情報を収集し、活用を検討します。

施策2 町内への再生可能エネルギー導入・活用推進

住宅や事業所、街区における再生可能エネルギーを自家消費するための設備(太陽光発電等)の導入を促進するため、普及啓発や支援を行います。

町の取組	内容
太陽光発電・蓄電池・太陽熱設備の導入促進	太陽光発電、蓄電池及び太陽熱設備についての設置に対する普及啓発を行い、脱炭素と併せて災害時のレジリエンス強化を図ります。
再生可能エネルギー由来電力への切替促進	太陽光や風力等で発電された再エネ由来電力の利用拡大のため、再エネ由来電力プランに関する普及啓発を行います。
次世代太陽光発電の活用検討	先進技術の動向を注視し、透明化や窓、建材に使用可能なパネル等、次世代太陽光発電の公共施設等への導入可能性について検討します。

コラム:再エネ電気プラン

小売電気事業者が提供する再エネ電気プランを選ぶことで、再生可能エネルギー由来の電気に切り替えられます。多くの小売電気事業者が太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーを電源としたプランを用意しています。再生可能エネルギー割合が100%のプランであれば、CO₂排出量実質ゼロの電気となります。



出典:環境省

基本方針2 再生可能エネルギーの普及拡大 における主体別の取組



住民 の取組

- ✓ 太陽光発電システム、太陽熱利用システム、家庭用燃料電池、蓄電システム等の再生可能エネルギー設備を導入する。
- ✓ 電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューに切り替える。
- ✓ 自動車を購入する際は、ZEVを積極的に選択する。



事業者 の取組

- ✓ 太陽光発電システム、太陽熱利用システム、燃料電池、蓄電システム等の再生可能エネルギー設備を導入する。
- ✓ 電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューに切り替える。
- ✓ 事業用自動車を購入する際は、ZEVを積極的に選択する。

基本方針3 総合的な地球温暖化対策



省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入に限らず、脱炭素の実現に向け、緑化等による吸收源対策や廃棄物対策など、多様な手法を用いて地球温暖化対策を推進します。

また、すべての施策の基盤となる、環境学習・環境教育に積極的に取り組み、各主体の行動変容を促します。

施策1 吸収源対策

「忠岡町みどりの基本計画」に基づき、公共施設やまちなかの緑化を推進するとともに、適切な維持管理を行います。

また、忠岡町木材利用基本方針に基づき、建築物への木材利用を推進することで二酸化炭素の貯蔵や森林整備の促進に寄与します。

町の取組	内容
緑化の推進	<p>都市公園及び公共施設緑地等の整備、更新においては、緑化樹の寄付等の官民連携手法や緑地協定等を活用して緑化を推進します。</p> <p>また、府の緑化推進制度を活用し、住民や事業者と協働しながら民有地の緑化を図ることで、緑豊かな市街地の形成を促進します。</p>
府産材の利用推進	<p>森林環境譲与税を活用し、公共施設の木工事部分や木製品の導入に利用することで木材の利用促進を図り、森林吸収量の増加につなげます。</p> <p>また、令和4年度より実施している「出生記念品贈呈事業」に引き続き取り組むことで、「木育(もくいく)」を推進します。</p>



出典：林野庁 令和6年度 森林・林業白書

図6-4 木材の循環利用のイメージ

施策2 ごみの減量化・資源化の促進

廃棄物の発生や排出抑制の徹底を図るとともに、適正なりサイクルの促進や廃棄物の燃焼処理の抑制を図るため、情報提供や普及啓発を行います。住民、事業者の取組を促進することで、廃棄物分野における温室効果ガス排出量を削減し、循環型社会への転換を図ります。

町の取組	内容
家庭ごみ・事業ごみの削減	<p>家庭や事業活動に伴うごみの排出削減について普及啓発を行うとともに、町の事務事業において紙やプラスチック製品の使用削減を率先して行います。</p> <p>また、家庭用生ごみ処理機助成制度の拡充のために、活用できる基金等の創設を検討し、安定して継続できる制度の運営を図ります。</p>
資源の有効活用促進	5R(リデュース:Reduce、リユース:Reuse、リサイクル:Recycle、リフューズ:Refuse、リペア:Repair)や、ごみの正しい分別方法等について普及啓発を行い、ごみの資源化を促進します。
食品ロス対策の推進	<p>食品ロス削減に有効となる、飲食店と連携したキャンペーン、イベント、啓発活動、広報資料の作成・配布、食品ロスに係る実態調査の実施、食品ロス削減計画策定等の取組を行います。</p> <p>また、町においては食品ロス削減のため、災害用備品食料を賞味期限前に有効活用します。</p>

施策3 基盤的施策の推進

脱炭素を実現するためには、あらゆる主体が地球温暖化について自ら考え、率先的に行動することが求められます。住民、事業者を対象とした環境に関する情報発信やイベントなどの周知を行い、多様な主体と連携した環境学習の機会を創出するとともに、次世代を担う子供たちに、環境教育の実施を検討します。

町の取組	内容
環境学習機会の提供・支援	学校教育において地球温暖化について学ぶ出前講座等の実施を検討するとともに、住民・事業者を対象とした学習会や講座の実施等、環境学習の機会を提供し、行動変容を促進します。
環境に関する情報提供	町の地球温暖化対策に関する取り組みの情報提供のみならず、国や府の取り組みや補助金情報等についてもとりまとめ、ホームページ等により広く周知を行います。
多様な主体との連携	国や府、近隣自治体等の関連機関と連携し、脱炭素に係る施策を検討します。 また、企業との連携によるイベント等の普及啓発活動を実施するほか、脱炭素に係る先行事例やノウハウの町域内展開を図ります。

基本方針3 総合的な地球温暖化対策 における主体別の取組



住民の取組

- ✓ 縁のカーテン等、庭やベランダの緑化に努める。
- ✓ 新築住宅について、府産材の利用に努める。
- ✓ 不要となった製品は、フリーマーケット等を活用し、再使用、再利用する。
- ✓ 買い物や外食の際は、食べきれる量を購入、注文する。
- ✓ 環境関係の講演会や講座、環境イベントに参加する。



事業者 の取組

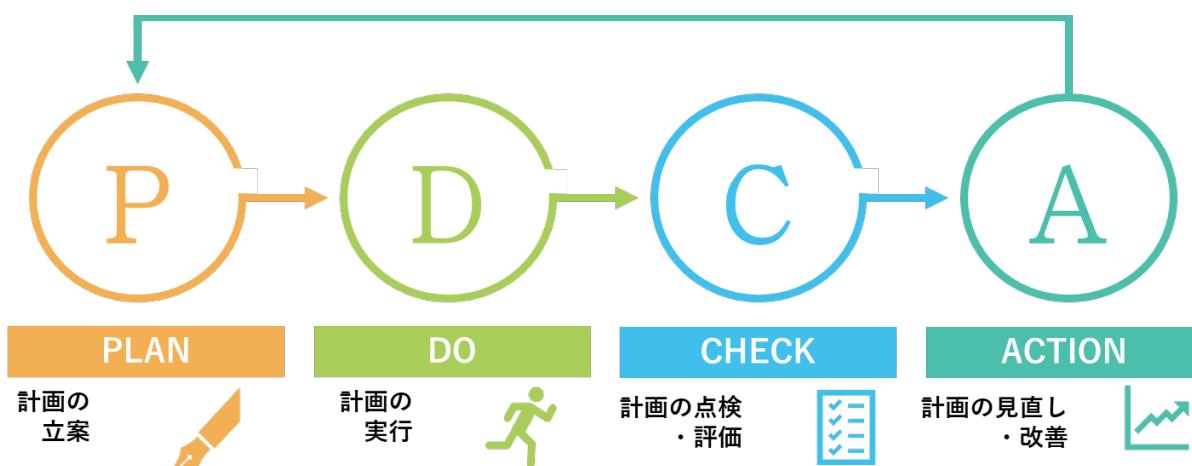
- ✓ 素材生産者を中心に、府産材の安定供給ができる体制を構築する。
- ✓ 住宅設計、施工関係事業者は、府産材の利用を積極的に検討する。
- ✓ 事業所、店舗等の新築、改築の際は、構造の木造化、府産材の利用を検討する。
- ✓ 資源とごみを分別し、適正排出を行う。
- ✓ 会議資料のペーパーレス化を図るなど、用紙類の削減を行う。
- ✓ 生産、流通、販売時のプラスチックの使用抑制、過剰な包装の抑制を行う。
- ✓ 自らが実施する地球温暖化対策について、その取組を広く周知し、住民や他の事業者への意識啓発につなげる。
- ✓ 職場において環境問題や地球温暖化問題に関心を持ち、行政が提供している環境学習教材等を利用した社員への環境教育を行う。

7-1 推進体制

本計画の推進にあたっては、関係各課をはじめ、国、大阪府、住民、事業者等の様々な主体と連携し、目標の実現を目指します。

計画を着実に推進するため、「忠岡町環境保全審議会」において、計画の進捗状況について毎年度評価、報告するとともに、結果については町ホームページ等で公表を行うことで、住民や事業者に広く周知します。

また、計画の進捗管理にあたっては、計画(Plan)、実行(Do)、点検・評価(Check)、見直し(Action)のPDCAサイクルに基づき、取組状況や評価指標の評価・点検を行い、今後の施策につなげていきます。



計画(Plan)	実行(Do)
・目標の設定	・施策の実施
・計画の策定	・取組への参加
点検・評価(Check)	見直し(Action)
・進捗状況の把握	・総合的な見直し
・達成度の点検	・計画の改善

図7-1 PDCAサイクル